

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、中川君。

町長公室長（中川 隆弘）

おはようございます。

議案第2号から議案第6号までの5議案につきましては、関連がありますことから、一括して提案説明を申し上げます。

それでは、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

国におきましては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経まして、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が可決公布されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、議会議員の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成28年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の10をプラスし、100分の170に改め、既に支給されている6月期分100分の150と合わせまして、年間支給割合を100分の320とするものでございます。

3ページをご覧ください。

第2条関係でございますが、平成29年度以降の期末手当の年間支給割合につきまして、6月期と12月期に100分の320の半分、100分の160ずつ割り振り、6月期は100分の150から160に、第1条で改正しました12月期を100分の170から160とし、年間支給割合は28年度と同様の100分の320とするものです。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、第1項におきまして施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての、提案説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、新たに設置する農地利用最適化推進委員の報酬について規定するとともに、農業委員会会長、農業委員会会長の職務代理者及び農業委員会委員の報酬についても「能率給」を追加しようとするものです。

また、人口減少や高齢化が進行している本町におきまして、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域力の維持及び強化、地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊を設置することとしておりますが、この隊員の報酬についても併せて規定しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、3ページをご覧ください。

第1条は地方自治法の規定で定める特別職の職員についてですが、第4号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に第4号として、農地利用最適化推進委員を、4ページをお開きください、第36号の次に第37号として、地域おこし協力隊員を加えようとするものです。

4ページ中段から5ページをご覧ください。

別表第1中、農業委員会会長、年額228,000を、農業委員会会長、基本給、年額228,000、能率給、予算の範囲内で町長が定める額に、農業委員会会長の職務代理者、同202,000を、農業委員会会長の職務代理者、基本給、年額202,000、能率給、予算の範囲内で町長が定める額に、農業委員会委員、同197,000を、農業委員会委員、基本給、年額197,000、能率給、予算の範囲内で町長が定める額に改め、その次に、農地利用最適化推進委員、基本給、年額196,500、能率給、予算の範囲内で町長が定める額、行政不服審査会委員の次に、地域おこし協力隊員、月額166,000を加えようとするものです。

2ページにお戻りください。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第4号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

議案第2号と同様に、国におきましては、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が可決公布されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成28年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の10をプラスし、100分の170に改め、既に支給されている6月期分100分の150と合わせて、年間支給割合を100分の320とするものでございます。

3ページをご覧ください。

第2条関係でございますが、平成29年度以降の期末手当の年間支給割合につきまして、

6月期と12月期に100分の320の半分、100分の160ずつを割り振り、6月期は100分の150から160に、第1条で改正しました12月期を100分の170から160とし、年間支給割合は28年度と同様の100分の320とするものです。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

議案第2号及び議案第4号と同様に、国におきましては、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決公布されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、教育長の期末手当の支給月数の改正を行うため、本条例を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成28年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の160に引き上げ分100分の10をプラスし、100分の170に改め、既に支給されている6月期分100分の150と合わせて、年間支給割合を100分の320とするものでございます。

3ページをご覧ください。

2条関係でございますが、平成29年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の320の半分、100分の160ずつ割り振り、6月期は100分の150から160に、第1条で改正しました12月期を100分の170から160とし、年間支給割合は28年度と同様の100分の320とするものです。

1ページにお戻りください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

国におきましては、本年8月に出された人事院勧告どおり閣議決定を経まして、一般職並びに特別職の給与改定に係る関連法案が、可決公布されました。

本町におきましても、これらの経緯を踏まえ、議案第2号、議案第4号及び議案第5号と同様に、人事院勧告を尊重し、一般職の給料表の改定、勤勉手当の支給月数を改めるため、本条例を提出するものでございます。

今回の人事院勧告では、月例給におきまして、民間企業との較差は708円で、勧告率は、0.17%の引き上げでございます。

特別給（ボーナス）は、民間の平均水準に合わせるため、支給月数4.20月から0.10月引き上げて、4.30月とするものでございます。

それでは、本条例の改正内容についての説明させていただきます。

まず、第1条関係ですが、7ページからの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

勤勉手当の改正でございます。

7ページ下段をご覧ください。

第20条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の平成28年12月期の勤勉手当について100分の10プラスし100分の90に改め、既に支給されている6月期分100分の80と合わせて、年間支給割合を100分の170とするものでございます。

8ページ上段をご覧ください。

同項第2号の改正は、再任用職員の平成28年12月期の勤勉手当について、100分の5プラスし100分の42.5に改め、既に支給されている6月期分100分の37.5と合わせて、年間支給割合を100分の80とするものでございます。

次に給料表の改正ですが、8ページ中段から13ページにあります、別表第1（第3条関係）の新旧対照表をご覧ください。

再任用職員以外の職員につきましては、新の下線部分、1級の1号級から93号級まで、2級の1号級から125号級まで、3級の1号級から113号級まで、4級の1号級から93号級まで、5級の1号給から93号級まで、6級の1号級から85号級まで、給料月額を増額改定しようとするものでございます。

それぞれ400円から1,500円の引き上げとなっております。

再任用職員につきましては、13ページ中段の下線部分、400円引き上げとなっております。

続きまして、第2条関係です。

14ページから15ページの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

この改正は、平成29年度以降の勤勉手当の年間支給割合について、第1号再任用職員以外の職員につきましては、第1条で改正しました6月期100分の80、12月期100分の90から、6月期と12月期に100分の85を割り振り、年間支給割合を28年度と同様の100分の170とするものです。

15ページをご覧ください。

第2号の再任用職員につきましては、第1条で改正しました6月期100分の37.5、12月期100分の42.5から、6月期と12月期に100分の40を割り振り、年間支給割合を28年度と同様の100分の80とするものです。

6ページ中段にお戻りください。

附則第1項におきまして施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づ

き支給された勤勉手当は、第1条の規定による勤勉手当の内払いとみなすこと、第4項では適用者の在職基準日、第5項ではこの条例の施行に関し必要事項は規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の5議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。